

注意事項

- ・ 2024年7月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
放課後児童クラブの利用	・ パートナーの子の保護者として利用申込できる ・ パートナーの子の保護者として送迎できる		○		子ども健康部子育て支援課 子育て支援係 0533-95-0250
住民票の続柄の選択	パートナーシップ及びファミリーシップにある方は、住民票の世帯主との続柄を「縁故者」とすることができる	○			市民部市民課 住民登録係 0533-89-2136
市民病院での検査、手術などの治療方針の同意	患者さんにとってのキーパーソンとして登録していれば、市民病院で検査や手術など、治療方針の同意ができる		○		市民病院庶務課 管理グループ 0533-86-1111
墓園利用権承継許可申請	パートナーシップ及びファミリーシップにある方は、豊川市墓園管理規則第10条に規定する豊川市墓園利用権承継許可申請において、「利用者との続き柄を証明する書類」として受領証カードの写し等を添付することで、承継人となることができる	○			産業環境部環境課 環境保全係 0533-89-2141
市営住宅の入居資格	市営住宅の入居者資格を具備するものとする	○			建設部建築課 住宅政策係 0533-89-2144

豊川市行政サービス等一覧

2024年7月1日時点

注意事項

- ・ 2024年7月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
り災証明書の発行	パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓をされた方を契約者の親族として取扱うこととし、り災証明書を発行する	○			消防本部予防課 予防担当 0533-89-9682
救急搬送証明書の交付	パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓をされた方を親族として取扱うこととし、証明書を交付する	○			消防署本署 救急担当 0533-89-9751